

議 案 第 6 5 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、法人市民税に係る法人税割の税率に関する規定を整備するとともに、軽自動車税に係る環境性能割及び種別割に関する規定を設ける等するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「第85条」の次に「、第102条の5第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第117条第1項」を「第102条の5第1項の申告書、第117条第1項」に改める。

第22条中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第100条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割により、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割により課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第100条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第100条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は

軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第102条の次に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第102条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第102条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、それぞれ当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第102条の4 環境性能割は、申告納付の方法により徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第102条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時又は日までに、申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時又は日までに、報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第102条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第102条の7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第109条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち、必要があると認めるものについては、その三輪以上の軽自動車の取得者に対して課する環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項は、規則で定める。

第103条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等の区分に応じ」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

1) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円

2) 三輪のもの 年額 3,900 円

3) 四輪以上のもの

ア) 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800円

イ) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

イ 小型特殊自動車

1) 農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。） 年額 2,400 円

2) その他のもの 年額 5,900 円

第104条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「5月11日」を「5月7日」に改める。

第105条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第106条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「第100条第2項」を「第100条の2第1項」に改める。

第107条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第100条第2項」を「第100条の2第1項」に改める。

第108条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第109条の見出し及び同条第1項本文中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項ただし書中「第162条」を「第177条の17」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第110条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条の表を次のように改める。

第103条第2号ア2)	3,900円	3,100円
第103条第2号ア3)ア)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第103条第2号ア3)イ)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第45条第1項	第103条	附則第5条の規定により読み替えて適用される第103条
附則第45条第1項の表第2号ア2)の項	第2号ア	附則第5条の規定により読み替えて適用される第103条第2号ア
	3,900円	3,100円
附則第45条第1項の表第2号ア3)ア)の項	第2号ア3)ア)	附則第5条の規定により読み替えて適用される第103条第2号ア3)ア)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第45条第1項の表第2号ア3)イ)の項	第2号ア3)イ)	附則第5条の規定により読み替えて適用される第103条第2号ア3)イ)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附則第14条中「平成26年10月1日」を「平成31年10月1日」に、「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

附則第15条第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

附則第44条の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第44条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、千葉県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第44条の3 市長は、当分の間、第102条の7の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第44条の4 第102条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「千葉県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第44条の5 市は、千葉県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として千葉県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第44条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第102条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第102条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の特例)

第44条の7 市長は、当分の間、第101条及び第102条の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第45条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の

法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア2)	3,900円	4,600円
第2号ア3)ア)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア3)イ)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第45条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、同条第6項中「三輪以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第7項を同条第4項とし、同条第8項中「第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。))」を「第2号ア1)」に改め、同項の表中

「

第2号ア
第2号イ
第2号イ

「

第2号ア1)
第2号イ1)
第2号イ2)

」を」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第45条の2を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第104条第2項の改正規定(「5月11日」を「5月7日」に改める部分に限る。)は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の松戸市市税条例(以下「新条例」という。)第22条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 松戸市市税条例の一部を改正する条例(平成27年松戸市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第6項中「改正後の条例」を「松戸市市税条例」に改め、同項の表第11条第2号の項及び第11条第3号の項中「第117条第1項」を「第102条の5第1項の申告書、第117条第1項」に改める。

(松戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 松戸市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年松戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第4項の表第11条第2号の項及び第11条第3号の項中「第117条第1項」を「第102条の5第1項の申告書、第117条第1項」に改める。

附則第9条第4項の表第11号第2号の項及び第11条第3号の項中「第117条第1項」を「第102条の5第1項の申告書、第117条第1項」に改める。